「鳥取県大規模小売店舗立地審議会」公募委員募集要項

１　趣旨

　　大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)の規定により大規模小売店舗を設置する者が店舗の立地に係る周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき重要事項について審議する鳥取県大規模小売店舗立地審議会について、県民の参画を進めるため公募委員を設置することとし、下記のとおり委員の募集を行う。

２　募集内容

（１）　募集人数　　１名　（住環境に関する専門委員）

（２）　応募資格

次のアからクまでの資格をすべて満たす方

ア　就任時点（令和７年１月29日(予定））において満18歳以上70歳未満であること。（応募時点において未成年の場合、保護者等の同意があること。）

イ　鳥取県内に在住していること。

ウ　商業及びまちづくり施策に精通し、街並みづくりの専門知識を基に、自治体の公的計画や景観等の観点から、大規模小売店舗の立地による地域の生活環境への影響について公正中立に判断できること。

エ　一級建築士の資格を有していること。

オ　年１～２回程度、鳥取市内で平日昼間に開催される会議に出席できること。

カ　就任時点に県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のないこと。

キ　鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第３号）に規定する暴力団員等でないこと。

ク　県議会議員及び県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと。

（３）　応募方法

　別添の様式に、氏名、年齢、性別、住所、職業、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス、応募資格の確認欄、志望理由、街並みづくりの専門知識に関する論文等の有無を記載して、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで応募してください。

　なお、様式は鳥取県企業支援課のホームページからダウンロードできます。インターネット上で「鳥取県　企業支援課　大規模小売店舗」で検索してください。

（４）　委員の選考

ア　応募資格を満たす方の中から提出された書類内容に基づき書面審査を行い、合格者を決定します。

イ　合格者に対し面接を実施し、委員を決定します。

ウ　委員決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知します。

（５）　募集期間

令和６年11月８日（金）～令和６年11月22日（金）　必着

（６）　その他

ア　応募に際して提出された書類は､委員の選考及びその連絡にのみ使用し､他の目的では使用しません。

イ　提出された書類は返却しません。

ウ　委員に就任された場合、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。その職を退いた場合も同様とします。

エ　原則として審議会は公開で開催するため、委員氏名、議事録、提出資料等は全て公開します。

３　鳥取県大規模小売店舗立地審議会の概要

（１）　所管事項

知事の諮問に応じ、大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第４条第１項の指針に基づいて大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項を調査審議する。

（２）　構　　成 民間有識者７名

（３）　開催回数 年１～２回程度

（４）　任　　期 令和７年１月29日から令和９年１月28日まで（予定）

（５）　そ の 他 委員報酬（10,300円／回）と会議出席のための旅費を支給します。